

市産材を用いて住宅を新築する方に補助金を交付します

(市産材を活用した住まいづくり支援事業)

市産材を活用した木造住宅の新築を支援することにより、木造住宅の供給及び木材の利用の促進による林業及び木材産業の活性化を図り、木材の地産地消による二酸化炭素の排出抑制及び脱炭素社会の実現並びに定住の促進に資することを目的として実施するものです。

補助要件

対象者

右の①～⑤
いずれにも該当

- ① 市内在住の方、または新築後6月以内に市外から転入予定の方
- ② 対象住宅に入居した日から10年間居住すると誓約できる方
- ③ 対象住宅の建築主、または建築主の3親等以内の親族の方
- ④ 居住する方全員が市税の滞納がない方
- ⑤ 居住する方全員が暴力団関係者でない方

対象住宅

右の①～③
いずれにも該当

- ① 市内に新築する一戸建ての木造住宅（玄関、台所、浴室及びトイレを全て有し独立して居住できるもの）であって、延床面積の2分の1以上を居住用とする建物
- ② 市内の工務店等により施工され、年度内に補助対象工事に着手し完了すること
- ③ 構造材または内外装材に、市産木材を1立方メートル以上使用すること

補助金額

居住用の建築部分に対し

市産木材の使用量に応じた補助金額となります。

市産しっくいを内外装材に使用する場合、補助金額を加算します。

市産木材	1立方メートルあたり	限度額
居住誘導区域	3万円	30万円
居住誘導区域外	2万円	20万円
市産しっくい	使用面積	加算額
	20平方メートル以上	5万円
	10平方メートル以上	2万円

※ 栃木県が実施しております「とちぎ材の家づくり支援事業」を併用できる場合もあります。
内容・お問い合わせ先 栃木県 環境森林部 林業木材産業課 (Tel.028-623-3277)

申請受付・
問い合わせ 佐野市 都市建設部 建築住宅課 住宅政策係 (本庁舎5階 西側)
電話 0283-20-3103 メール kenchikujyutaku@city.sano.lg.jp
受付開始: 令和5年4月17日(月)から ※予算額に達し次第、受付を終了します。



申請から補助金を受けるまでの流れ

交付申請

補助対象工事の着手前に申請してください。

交付申請書および添付書類(次の①～⑨)

- ① 事業計画書
- ② 市産材使用明細表(計画)
- ③ 案内図、配置図、各階平面図・・・【本市に確認申請書を提出した場合は省略可】
- ④ 確認済証の写し、または確認申請を要しない旨の証明書
- ⑤ 工事請負契約書の写し
- ⑥ 住民票の写し(居住する方全員)
- ⑦ 市税に滞納がないことを証する書類(居住する方全員)
・・・【公簿等により当該事実が判明する場合は省略可】
- ⑧ 定住誓約書
- ⑨ その他、必要と認めるもの

交付決定

交付決定通知書により申請者に通知します。

上棟報告

上棟後、速やかに上棟報告書を提出してください。

現地確認

使用された構造材等を確認できるよう、協力をお願いします。

実績報告

補助対象の工事が完了したら、実績を報告してください。

実績報告書および添付書類(次の①～⑥)

- ① 事業実施書
- ② 市産材使用明細表(実績)
- ③ 出荷証明書
市産木材 : 佐野市から産出された木材であることが分かるもの
市産しっくい: 製造業者が発行したもの
- ④ 施工中の市産材等の使用状況および完成後の住宅の全景が分かる写真
- ⑤ 案内図、配置図、各階平面図・・・【申請時と内容が異なる場合】
- ⑥ その他、必要と認めるもの

補助金の額の確定

額確定通知書により申請者に通知します。

交付請求

額確定通知書が届いたら、交付請求してください。

交付請求書および添付書類(次の①～②)

- ① 交付決定通知書の写し
- ② 交付変更決定通知書の写し・・・【該当者のみ】

補助金の交付

補助金を交付します。